

令和 6 年度

入 札 (見 積) 経 過 (単 位 : 円)

札幌市水道局

業者特定理由書

下記の理由により見積業者を特定する。

記

- 1 件 名 令和6年度 土木工事設計積算システム改修業務その2
- 2 業務内容 本業務は、本市で発注する土木工事の設計積算に使用している「土木工事設計積算システム」のうち「水道工事積算システム」に関して、週休2日工事の経費等補正方法を改良するものである。
- 3 業者特定 東芝デジタルソリューションズ株式会社 北海道支社
- 4 特定理由 「土木工事設計積算システム」の著作権は上記業者が有しており、今年度のシステム保守管理も受託（発注者：財政局工事管理室）しているため。
- 5 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定に基づき、上記業者を特定者とした随意契約とする。
- 6 参考 一般部局においても同様に、上記業者を見積業者としています。

令和 7 年度

入 札 (見 積) 経 過 (単位:円)

(備考)

札幌市水道局

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定することといたしたい。

記

1 件 名

上下水道料金収納原符読み取り処理及び収納データ作成業務

2 事業者名

株式会社北海道銀行

3 特定理由

本業務は、金融機関等の窓口又は口座振替により支払われた上下水道料金の収納原符を読み取り、本局が作成した電算処理予定表に定める処理日までに、上下水道料金オンラインシステムへの取込みが可能な収納データの作成を行う業務である。

水道使用者からの料金に係る問い合わせに対応するためには、上下水道料金オンラインシステムに収入日等の情報を早期に反映させる必要があり、収納原符の読み取りから収納データ作成までの一連の業務を同一業者が実施することで、収入確認の最短化を実現することができ、未収金に係る収納業務の効率化にもつながるものである。

上記業者は、本局が出納取扱金融機関として指定しており、他の収納取扱金融機関で支払われた上下水道料金の収納金及び収納原符の集約を行っている。本業務は、集約した収納原符を読み取ることで収納データを作成することから、出納取扱金融機関としての業務と密接に関連し、かつ収納原符が全て集約されることを踏まえると、一連の業務を履行できる唯一の業者であると認められるため、上記業者を特定する。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

「契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると判断されるため。

入札（見積）結果調書

令和 7 年度

契 約 番 号	第15－21－00001号		
件 名	水道局収納金集金業務		
入札(見積)年月日	令和 7年 2月 26日		午前 9時 30分
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	9,350,000 円	主 管 課	15 営業課
	入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格	
工 種 (業 種)	290 その他		円
落札(決定)業者	50000000710 (株)北海道銀行		

入 札 (見 積) 経 過 (単位：円)

指 名 (見 積) 業 者 名	入 札 (見 積) 金 額						価 格 交 渉 金 額
	第 1 回	最 低 金 額	第 2 回	最 低 金 額	第 3 回	最 低 金 額	
(株)北海道銀行		8,500,000					決定
(備 考)							


a 0 7 1 5 2 1 0 0 0 1 a

業 者 特 定 理 由 書

- 1 件 名 水道局収納金集金業務
- 2 特定業者名 株式会社北海道銀行
- 3 特 定 理 由 下記の理由により業者を特定することといたしたい。

記

(1) 業者の特定

本業務は水道局各庁舎等で領収した収納金を集金し、収納原符とともに出納取扱金融機関の事務センターに持ち込み、収納金等を点検確認のうえ、水道事業管理者口座に入金するものである。

本業務実施の前提として、水道局各庁舎の現金収納員等が収納した金銭は札幌市水道局会計規程第 29 条の規定により、収納した日もしくは翌日までに出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関に払い込まなければならない。

過去には、出納取扱金融機関の派出所が水道局各庁舎内に配置され、金銭の払込み及び入金処理が円滑に行われていたが、撤退したことにより、金銭を庁舎外の金融機関に払い込まなければならないようになった。払込み後において迅速に水道局の収入とするには、各庁舎単位で出納取扱金融機関の事務センターに直接持ち込む必要があり、事故防止の観点から複数名の職員で運搬しなければならない。

また、水道局各庁舎等で領収した収納金の集金と収納原符の取りまとめ及び払込みを一括して委託することで、個人情報漏洩防止及び一連の業務として効率化を図ることができ、職員配置や経費面等事務効率の観点から、専門業者に委託することが合理的であり、安全性も確保される。

上記業者は、札幌市水道局が出納取扱金融機関として指定している業者であり、他の収納取扱金融機関で支払われた上下水道料金等全ての収納金及び収納原符を取りまとめ、読取処理及び収納データ作成まで一連の業務を行っており、水道局各庁舎の現金収納員等が収納した金銭を指定期日までに最短で、かつ安全・確実に水道局の収入とすることができる業者である。

以上のとおり、本業務は出納取扱金融機関としての業務と密接に関連する付帯的なものであり、上記業者に業務を実施させることにより履行品質の確保ができることから、競争に付するよりも有利と認められる。

(2) 根 拠 規 程

地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 6 号

「競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当すると判断されるため。

(3) 参 考

令和 6 年度上期業務実績

集金取扱回数	372 回	(前年度上期実績	496 回)
集金取扱袋数	2,054 袋	(前年度上期実績	2,237 袋)
集金取扱金額	47,564 千円	(前年度上期実績	59,061 千円)

入札（見積）結果調書

令和 7 年度

契 約 番 号	第32－21－00004号		
件 名	貯蔵品管理システム運用保守業務		
入札(見積)年月日	令和 7年 2月 26日		午前 9時 30分
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	5,603,400 円	主 管 課	32 給水課
	入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格	
工 種 (業 種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000012940 (株) H B A		

入 札 (見 積) 経 過 (単位：円)

指 名 (見 積) 業 者 名	入 札 (見 積) 金 額						価 格 交 渉 金 額
	第 1 回	最 低 金 額	第 2 回	最 低 金 額	第 3 回	最 低 金 額	
(株) H B A		5,094,000					決定
(備 考)							


a 0 7 3 2 2 1 0 0 0 4 a

業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件 名
貯蔵品管理システム運用保守業務
- 2 事業者名
株式会社 H B A
- 3 特定理由
本業務は、貯蔵品管理システムの運用支援及び保守を行う業務である。
この業務を的確に実施するためには、貯蔵品管理システム全体に対する正確な知識が必要となる。また、貯蔵品管理システムの構成情報はセキュリティ上公開しないため、システム開発業者である上記業者以外が本業務を履行することができない。
以上のことから、本業務を実施する能力を有する「株式会社H B A」に特定する。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号に該当すると判断されるため。

令和 7 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名 P&T装置付きガスクロマトグラフ質量分析計保守業務
- 2 事業者名 北海道和光純薬株式会社
- 3 特定理由 P&T装置付きガスクロマトグラフ質量分析計（日本電子株式会社製 JMS-Q1500GC 一式）は、水道水質維持のために常時稼働させてカビ臭物質の測定を行っており、測定の安定性及び信頼性確保が不可欠である。当該機器は日本電子株式会社が製造販売する一連の機器であり、その整備作業に関する代理店は北海道和光純薬株式会社のみであるため、北海道和光純薬株式会社を特定することとする。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第____号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準の一部改訂について（令和6年3月22日）」に定められる。

令和 7 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件 名

液体クロマトグラフ質量分析計保守点検業務（白川水質）

2 事業者名

株式会社ムトウ

3 特定理由

液体クロマトグラフ質量分析計（株式会社島津製作所製LCMS-8060NX / NexeraX3 / ATN-2050）は精密分析機器であるため、部品の供給及び保守作業等は、株式会社島津製作所のみ可能である。株式会社ムトウは株式会社島津製作所が指定するこの業務に係る唯一の代理店（代理店証明書添付）であるため、当該事業者を特定することとする。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準の一部改訂について（令和6年3月22日）」に定められる。

入札（見積）結果調書

令和 7 年度

契 約 番 号	第32－21－00001号		
件 名	給配水管管理システム保守管理サポート業務		
入札(見積)年月日	令和 7年 2月 26日 午前 9時 30分		
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	43,315,800 円	主 管 課	32 給水課
	入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格	
工 種 (業 種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000086880 (株) つうけんアドバンスシステムズ		

入 札 (見 積) 経 過 (単位：円)

指 名 (見 積) 業 者 名	入 札 (見 積) 金 額						価 格 交 渉 金 額
	第 1 回	最 低 金 額	第 2 回	最 低 金 額	第 3 回	最 低 金 額	
(株) つうけんアドバンスシステムズ		39,378,000					決定
(備 考)							


a 0 7 3 2 2 1 0 0 0 1 a

業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件名 給配水管管理システム保守管理サポート業務
- 2 業者名 株式会社つうけんアドバンスシステムズ
- 3 特定理由 本業務は、給配水管管理システムの運用及び保守管理を行う業務である。
本業務は、当該システムのソフトウェア及びソフトウェアの周辺機器（サーバ、端末機、通信用機器等）の運用に必要な専門的技術情報を習得し、利用に関する権利を有している者でなければ業務を履行することができない。
上記業者は、当該システムの開発業者であるドコモ・システムズ（株）からシステムの利用権の許諾を受けた唯一の業者である。
以上のことから、上記業者以外では履行することができない。
- 4 根拠規定 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。